

ラオス改正企業法（2022年）の概要

元 J I C A ラオス法整備支援長期派遣専門家

J I C A 法制度整備支援アドバイザー

弁護士 入江 克典

ラオス企業法（2022年第33号／国民議会）は、先般、約10年ぶりに改正され、2022年12月29日に国民議会により承認、2023年2月10日に公布、同年3月30日に施行された。本稿は、改正前企業法（2013年第46号／国民議会）との比較や、企業法を所管する商工省企業登録管理局からの聴取内容（2023年7月）にも触れながら¹、株式会社の箇所を中心に、改正企業法の概要を述べるものである。全体像は、末尾の目次をご覧ください。また、ラオス語法文を和訳するにあたり、整理が必要な一定の用語についてはカタカナ表記を付記する。

第1 企業の意義

1 企業の種類・形態

企業（ウィサハキット）とは、自己の名称、資産、経営管理システム及び事務所を有し、本法に従って登録された事業組織をいう（第2条）。企業の種類として、国有企業、混合企業、民間企業（ウィサハキットエコソン）及び協同企業（ウィサハキットルワンムー）の4種類がある（第11条）²。

国有企業（ラットウィサハキット）とは、国家が資本総額の50パーセント以上を保有して設立された企業、又は、国家又は国民議会の承認により他の種類の企業から国有企業に転換して設立された企業である（第189条）。国有企業は、①国家の安全保障など国家にとって重要な事業分野であり、他の経済セクターが活動を行うことができないもの、②公共事業を提供するもの、③財務的に健全、経済的に実行可能で、資本の蓄積の機会を提供するものに関して運営する（第190条）。取締役及び取締役会が設置されるが、株式会社等とは異なる要件、権限などが規定されている（第192条から第198条）。国有企業の株式の売却は、政府の検討、国民議会の審議が必要となり、国家の持分比率が50%を下回る場合、他の種類の企業に転換しなければならない（第200条）。さらに、財務省や政府の検討を経て、国有企業から他の種類の企業に転換できることも新たに規定された（第201条）。

混合企業（ウィサハキットパソム）とは、国家及び／又は国有企業（国営セクター）と他のセクター（国内投資家又は外国投資家）が共同で出資する企業のことを

¹ 入江克典「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（ラオス人民民主共和国）」（法務省大臣官房司法法制部、2024年3月）< https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00239.html >（2024年5月21日最終閲覧）別冊1参照。

² 協同企業の設立と運営は個別の規則により管理されると規定されるが（第11条第3項）、個別の規則の存在は確認できなかった。

いう（第202条）。他のセクターが50パーセントを超えない割合で国有企業に出資する場合（第202条第2項第1号、第203条）と、国営セクターが他のセクターの企業に出資する場合（第202条第2項第2号）とがあるが、後者の場合、持分割合が50パーセントを超えても必ずしも国有企業になるわけではない（第204条第2項）。

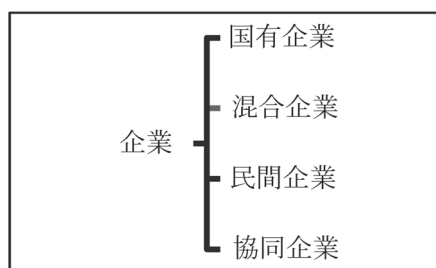
企業³には、個人企業（ウイサハキットスワンブッコン）、組合企業（ウイサハキットフンスワン）、会社（ボーリーサット）の3形態がある（第12条）。

個人企業は、文字どおり個人による事業体であり（第31条以下）、一人株式会社の所有が法人又は個人いずれをも想定しているのとは異なる（第172条参照）。他の企業と同様に、企業登録が必要であるが、個人企業は登録によって法人（ニティブッコン）として成立するものではない（第21条第1号）。

組合企業には、普通組合企業及び有限責任組合企業の2種類がある（第13条第1項）。普通組合企業は、対外的に無限に責任を負う組合員（無限責任組合員）によってのみ構成される組合企業である（第52条）。新たな組合員の加入や持分の他の組合員への譲渡は全社員の一致が必要となる（第50条）。全組合員が支配人となる権限を有する（第46条）。これに対して、有限責任組合企業には、無限責任組合員と自己の持分の限度でしか責任を負わない組合員（有限責任組合員）が存在する（第74条）。有限責任組合員は、他の組合員の同意なしに自己の持分を譲渡できるが（第77条）、無限責任組合員から選任されない限り、支配人となることができない（第78条）。そのほか、普通組合企業の企業登録、合併、解散及び清算等に関する規定は、有限責任組合企業にも準用される（第79条）。

会社には、株式会社（ボーリーサットチャムカット）⁴、一人株式会社（ボーリーサットチャムカットプーディアオ）及び公開会社（ボーリーサットマハーソン）の3種類があり（第13条第2項）、それぞれ別の会社として登録し、商号を付し、異なる機関設計が要求される。この点は、株式会社を中心に後述する。

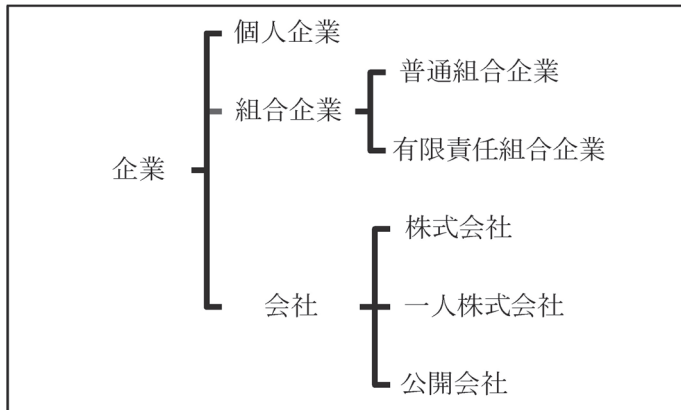
（企業の種類）



³ 条文上は「企業」の形態を規定し、「民間企業」と限定していないが、民間企業に関する定義が本法において規定されていないことも考慮すると、「民間企業」の3形態を意味する可能性がある。

⁴ 有限会社との訳の方が端的であるが、便宜上株式会社と訳する。

(企業の形態)



2 企業登録

改正企業法における企業登録に関する規定は、「企業登録に関する決定」(2019年第23号/商工省)を踏まえて内容が刷新されている⁵。企業登録とは、企業の合法的な設立を承認することをいい(第15条第1項)、企業登録の効果として、組合企業及び会社は法人格を取得する一方、個人企業は法人格を取得しない(第21条)。登録申請については、経済特区への投資も含めて商工当局企業登録関連部門への提出が必要とされ(第15条第2項)⁶、経済特区の申請も、計画投資当局ではなく商工当局で実施される点が改正法で明示された⁷。登録申請はオンラインでも可能とされ(第16条)、申請後の検討期間は、改正により10営業日から3営業日に短縮されている(第17条)⁸。

企業登録後については、投資奨励法上の管理リストに含まれる事業(いわゆるネガティブリスト事業)は、計画投資当局に対する投資許可と事業に関連する当局に事業許可を申請する必要がある一方、同リストに含まれていない事業は、関連当局に事業許可を申請すれば足りると整理された(第19条第1項)⁹。計画投資当局・事業関連当局は、投資許可証又は事業許可証の発行より5営業日以内に企業登録当局に当該許可証を提出しなければならない(同条第2項)。企業は、登録後、公安当局に対し、企業登録証明書(ERC)の写しを提出することで印章を申請でき、当局の検討期間は申請から2営業日とされた(第22条。改正前の5営業日から短縮)。その他、企

⁵ ただし、商工省企業登録局からの聴取(2023年7月)によれば、今後、改正企業法の内容を受けて改正される予定であるとのことである。

⁶ 商工当局の企業登録官に関する規定が新設された(第216条及び第217条)。

⁷ JETROビエンチャン事務所「ラオス投資ガイドブック2024年」(2024年2月) < https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2024/286e18ef77bc5c1b/rpla-202402.pdf > (最終閲覧2024年5月21日) 2頁によれば、2023年12月時点でいまだに計画投資当局に申請される運用が継続しているようである。

⁸ ただし、商工省企業登録局からの聴取(2023年7月)によれば、「3営業日以内」の登録は実現できておらず、オンライン申請についてもシステムを整備している最中とのことであった。

⁹ 国民議会審議でも参照された「2013年企業法改正に関する提案書(2022年3月4日)」にも記載された改正のポイントである。管理リスト(ネガティブリスト)に記載がない事業のうち、企業登録証の裏面に事業活動が明記され、事業許可を申請する必要のない事業活動は、直ちに、明記された事業に係る事業活動を行うことができる一方(企業登録に関する決定〔2019年第23号/商工省〕第5条第1項第1号)、企業登録証の裏面に事業活動が明記されておらず、事業許可の申請が必要な事業活動は、関連部門の許可証を申請しなければならず、企業登録機関はアドバイザーを発行する(同第2号)。また、管理リスト及びコンセッションリストに掲載されている事業活動は、投資奨励法を遵守しなければならない(同条第2項)。

業登録証明書の記載事項（第18条）や同証明書の効力の取消事由などの規定が新設された（第25条）。

なお、株式会社の株主は、営業秘密等に関する部分を除き、会社の営業中いつでも当該株式会社の企業登録書類を閲覧・謄写する権利を有する（第158条）。

3 商号

商号には、国有企業及び混合企業を除き、企業の形態・種類を含めなければならず（第27条）、禁止されている名称を使用してはならない（第28条）。また、企業は、企業登録証明書に登録された商号の看板を掲げ、企業登録から60日以内に事務所の正面に掲載しなければならない、との規定が新設された（第29条）。商号の看板の詳細は、看板法（2018年第50号／国民議会）及び同法関連規則に規定されるラオス語、内容、背景色、フォント、サイズなどを含めなければならない。

第2 株式会社

以下では、企業の中でも、株式会社を中心に詳述することとする。

株式会社とは、2名以上30名以下の株主を有する会社をいう（第3条第7号）。もともと、30名を超える株主を有する場合も、株主総会特別決議（第147条第3項第8号）を経ることで株式会社の形態を維持することは可能であるとした上で、株式会社の地位を維持する必要がある場合や十分に特別決議を実施できない場合には、公開会社の要件を整えた上で公開会社に企業登録及び商号を変更するか、解散しなければならない（第90条第1項・第2項）。

1 設立

株式会社の設立は、以下の手続が必要となる（第91条）。

- (1) 株式会社は、少なくとも2名の発起人が共同で設立契約（サンニャーサン）を締結し、署名する。設立契約は、会社名、事業の目的、事業所の所在等の記載内容が法定されている（第86条）¹⁰。
- (2) 発起人において全株式の引受を調整する。発起人以外の株式引受人を募集することもできるが、一般に公然と販売することは禁止されている。
- (3) 法定総会を開催する。法定総会においては、会社の定款（ゴッラビヤップ）、設立契約及び設立中に発起人が締結した外部者との契約、優先株式がある場合にはそれについて承認するとともに、最初の取締役を選任する（第95条）¹¹。
- (4) 発起人は、法定総会で選任された会社の取締役にすべての業務を引き継ぐ。
- (5) 取締役は、法定総会が終了した日から30日以内に登録しなければならない。

¹⁰ 「サンニャーサン」は、名宛人であった発起人が会社との関係から離脱した後も当該会社の自治規則として効力を持つことになることからすると、契約（サンニャー）との名称が付いているが規則（ラビヤップ）としての性質を有しており、この用語を「定款」と訳し、ゴッラビヤップを「定款細則」などと訳す方が実態に整合しているかもしれない。

¹¹ 発起人は、設立中に発起人が締結した外部者との契約が承認されず、承認された場合も企業登録に至らなかった場合は、当該外部者に対し、共同で無制限に責任を負う（第94条）。

企業登録に必要な書類が法定されているが（第97条）、改正法において定款が除外された。30日以内に企業登録がされなかった場合、取締役はその責任を負う（第98条）。

なお、株主は、企業登録後、自己の株式の全額を出資しなければならず（第101条）、登録前に株式引受人として出資の履行が要求されていた点が改正された¹²。

2 株式

(1) 意義等

株式会社の株式は、それぞれ等しい価値を有し、1株当たり2000キープ（約14円¹³）を下回ってはならない（第99条第1項）。1株につき1人の株主が所有する（同条第2項）。

株式会社の株式価値は、設立契約書に記載される（第100条第1項、第86条）。株式会社は、資本金の減少（第115条）を行う場合を除き、2000キープ（約14円）未満の株式を発行することはできない（第100条第2項）。株式価値を増加させるには、資本金の増加（第113条）の規定に従わなければならない。

株式会社の取締役は、株主総会の決議に基づき、10日以内に株主が納付すべき期限及び金額を書面で通知することにより、各株主に対し、その保有する株式数に応じて出資の履行を求める（第101条第2項）。これに応じて、株主は、企業登録後、自己の株式の全額を出資しなければならない（第101条第1項）。現物出資も可能である（第99条第2項）。

上記の期限までに出資を履行しなかった株主は、株主総会において、その履行を怠った額に相当する株主総会における議決権を有しない（第102条第1項、第144条第2号）。出資を履行していない株式の譲渡は取締役によって拒否される（第107条第3項）¹⁴。取締役は、株式の払込期日が到来した日から60日以内に、登録資本金の減少、株主の株式数の変更、株主構成の変更又は解散等による企業登録証明書の内容の変更を届け出なければならない。そのような株主は、登録内容を変更する日以前に未払いとなっている株式の価値について責任を負う（第102条第2項）¹⁵。出資を怠った株主が取締役である場合、株式会社は定款の定めに従い、当該取締役に対する責任を追及する措置を講じる（第102条第3項、第126条）。

(2) 種類株式

株式会社は、普通株式と優先株式の2種類の株式を発行できる（第99条第4

¹² 「ラオス投資ガイドブック（2024）」前掲注6によれば、企業登録前は、銀行口座の開設が不可能であるから、実務上、出資の履行が困難であるという問題が指摘されていた、とのことである。

¹³ 本稿執筆時点のレートに基づき、1キープ0.007円として換算した（以下同様）。

¹⁴ 出資が未履行にもかかわらず株式が譲渡された場合は、譲渡人は譲渡した株式の未払分について引き続き払込責任を負う（第107条第4項、第112条第1項第1号）。

¹⁵ 株主としての権利を失うという意味と思われる。

項)。優先株式の保有者（優先株主）は、配当、残余財産の分配その他定款に定める事項について優先権を有するとともに、別段の合意がない限り、株式会社に対し株式の買取を求めることができ、株式会社が買取を拒否した場合にも、その他の第三者に株式の買取を求めることができる（第104条第1項・第2項）¹⁶。もっとも、優先株主は取締役を選任する権利を有しない（第104条第3項。普通株式に関する第103条第1項第9号参照）。

(3) 株式譲渡

公開会社と異なり、株式会社の株式の譲渡は原則として禁止されており、以下の場合にのみ譲渡することができる（第107条第1項）。株式を第三者に譲渡しようとする場合は、まずは当該株式会社の株主に譲渡するように申し出なければならない（第107条第2項）。

① 株式会社の定款に規定されている譲渡制限に関する規定に準拠している。

② 法令による株式譲渡制限と矛盾しない。

かかる譲渡制限として、外国人等による特定の業種に関する株式保有の制限、株式会社の資産差押中に関する株式譲渡の制限及び株主名簿閉鎖中に関する譲渡制限の三点が例示されている（第109条）。

③ 法令により株式が譲渡される場合である。

法令による株式譲渡とは、株式引受人の出資未履行により株主構成や株主数に変更が生ずる場合（第102条第2項）、無効な株式譲渡において当該株式の譲受人が株式会社や第三者の異議等なく2年間当該株式を保有し続けた場合（第111条第3項）、株主の死亡、破産その他の事由による譲渡をいう（第108条第1項）。法令により株式の譲渡を受けた者は、譲渡された株式の取得に関する完全かつ有効な証拠を株券とともに当該株式会社に提示し、新たな株券の発行及び当該株式会社の新たな株主の登録を受けなければならない（同条第2項）

④ 譲渡人及び譲受人の氏名及び署名に続き、譲渡人及び譲受人の証人の氏名及び署名を記載した書面により行われたものであり、各証人の氏名及び署名は少なくとも1名ずつであること。

⑤ すでに譲渡の登録がなされていること

株式の譲渡が以上に定める要件に違反する場合には、その譲渡を無効とすることができる（第111条第1項）。譲渡された株式が無効である場合、少なくとも2年間は譲渡人が株主のままであり、株式会社や第三者等から2年以上にわたり株式譲渡に異議が出なかった場合は、譲受人は当該株式の保有者となる権利を取得する（同条第2項・第3項）。

¹⁶ その場合、当該株式は、まず株式会社の株主に対し買取を求める必要がある（第107条第2項）。

(4) 株券・株主名簿

取締役は、株式会社の企業登録及び株式の払込みの日から30日以内に、株主に対して株券を発行しなければならない。各株券には取締役が署名し、株式会社の印章を押印する（第105条第1項）。株券の記載事項は法定されている（第106条）。

株主名簿の記載事項は法定されている。株主名簿は、株主が決められた時間に関覧できるよう、株式会社の事務所に備え置かなければならない（第110条）。なお、改正前は、名簿の写しを企業登録管理当局へ変更のたびに提出し、変更がない場合にも年に一度提出することとされていたが、この規定は削除された。

3 機関

(1) 機関構成

機関構成として、すべての株式会社は、株式会社の最高機関とされる「株主総会（コンパスムプートゥーフン）」（第139条）と株式会社の代表者（トワテーン）である「取締役（プーアムヌワイガーン）」（第119条）1名を必ず設置しなければならない。取締役の活動は、定款に記載された権利及び義務の範囲内とし、株主総会の監督下に置かれる（同条第4項）。取締役は株主である必要はなく（同条第3項）、所有と経営の分離が確保されている。

取締役を複数置くこともでき、そのうちの1名に対外的な代表権を持たせる場合は、その者を「代表取締役（プーアムヌワイガーンニヤイ）」という（すなわち、代表取締役の設置は任意であり、全ての取締役が代表権を持つ形とすることも可能である）。代表取締役が同時に「取締役会議長」となる場合は、「取締役社長（パターンアムヌワイガーン）」と呼ぶ（第119条第5項から第7項）。

「取締役会（サパーボーリハーン）」と「監査役（プークウォトソープ）」は任意であるが、500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社の場合、必ず設置しなければならない（第132条第1項、第157条）。取締役会には「取締役会議長（パターンサパーボーリハーン）」と「取締役会副議長（ホーンパターンサパーボーリハーン）」を置く（第135条）。

そのほか、「支配人」（プーチャガーン）を含む「役員」（パナックガーン）の設置も任意である（第138条）¹⁷。

(2) 株主総会

ア 開催

株主総会は、年に1回開催される通常株主総会（開催時期は定款によって定める）と、以下の①から③の場合に開催できる臨時株主総会がある（第139条）。

① 取締役の過半数が開催に同意した場合

¹⁷ 役員は、取締役会設置会社においては取締役会、取締役会非設置会社においては取締役によって選任され（第138条第2項）、株主総会決議により決定された報酬を得る（第152条第5号）。

- ② 株主が裁判所に申立てを行い、裁判所が株式会社に開催を命じた場合
- ③ 発行済株式総数の10パーセント以上の株式を有する株主が開催を請求した場合

この場合、株主は、取締役又は取締役会に対し、株主総会の目的事項を記載した書面を提出しなければならない。取締役又は取締役会は、この書面の受領日から30日以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

通常株主総会では、定款と設立契約書の承認、取締役の選解任、監査役の選解任、取締役の報酬決定、役員、監査役の報酬・従業員の賃金の決定、株式会社の事業計画等の承認、配当方法の決定などを行う（第152条第1項）。臨時株主総会は、通常株主総会の開催の間に発生した必要な事項について決議を行う（同条第2項）。

株主総会は、別途の合意又は必要がある場合を除き、株式会社の本店で開催される（第143条第1項）。株主総会報告書は、株式会社の本店に備え置き、株主が閲覧又は検査できるようにしなければならない（第131条第2項）。

イ 招集

取締役又は取締役会は、通常株主総会又は臨時株主総会を開催する少なくとも5営業日前までに、株主総会の開催日、開会・閉会時刻及び会場に関する通知を、株主総会に関する全ての必要書類とともに全株主に送付しなければならない（第140条第1項、第147条第1項）。株主総会が延期された場合も同様の開催手続を行う（同条第2項）。招集通知は、通知を直接株主に送付するか、マスメディアの適切な手段を通じて行うことができる（同条第3項）。

ウ 議決権

株主は、原則として、1株について1個の議決権を有するが（第146条第2項）、定款に規定がある場合や株主が株式について出資を完了していない場合などには、株主の議決権が制限される（第144条）¹⁸。

議決権の行使について、株主は、自己に代わって株主総会に出席する代理人を指定することができる。代理人は、株主総会の開催前に、委任された株主の氏名や株式数など所定の内容を記載した委任状を作成し、取締役会又は取締役に提出しなければならない（第145条）。

エ 議事進行（定足数、決議事項、決議要件、決議方法）

株主総会の議長は、取締役会設置会社の場合は取締役会議長、取締役会非設置会社の場合は株主総会の議長に選任された取締役が務める（第135条第2項・第5項）。議長は、合意された株主総会の議案の順序を守り、これに従わなければならない。議案の順序の変更は、出席株主の過半数の賛成があった場合にのみ行うことができる（第142条第1項）。株主総会は、発行済株式総数の5パー

¹⁸ 改正企業法においては、記名株式と無記名株式の規定が削除されたが（旧企業法第107条及び第108条）、無記名株式の場合は株主の議決権が原則として制限されるとの規定が残っている（第144条第3号）。

セント以上に相当する株式数を有する株主が出席した場合に限り、追加の議案を付議することができる（同条第2項）。株主総会は、審議に時間を要する事項がある場合、別途の招集手続を行うことなく、当該事項を延期して追加会議の機会において審議することに同意することができる（同条第3項）。

定足数は、発行済株式総数の過半数を有する株主2名以上であり、定款で別途定足数を定めることができるが、この要件を下回ってはならない。無効な株式譲渡の株式譲受人が株主総会に出席しても、定足数に含めることはできない（第141条）。

定刻を2時間過ぎても定足数に達しない場合、株主総会の議長は、会議の一時中断することができる。新たな総会は、中断の日から15営業日以内に設定されるものとし、定足数の出席の有無にかかわらず開催することができる（第143条第2項・第3項）。

株主総会の決議は、普通決議と特別決議の2種類がある。普通決議は、出席者の議決権の過半数により行う（第146条）。特別決議は、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行い、当該決議が発行済株式総数の80パーセント以上の株式を有する株主によるものである場合に効力を生ずる（第147条第1項・第2項）。特別決議が必要な事項は、定款又は法人設立契約の変更、資本金の増減、株式会社の合併、分割、解散、事業譲渡・譲受、総資産の50パーセントを上限とする資産の売却、株主数が30名を超えた場合に株式会社としての地位を維持することなどである（同条第3項）。

決議の方法は、投票又は公開による決議のいずれも可能である（第148条）。

オ 少数株主の保護

取締役の選任について、選任される取締役が2名以上の場合は、累積投票（株主が保有する株式数に当該株主総会において選任される取締役の数を乗じることで、株主は1人のみ又は複数に投票することができるもの）が認められている（第122条第2項）。累積投票制度は、少数株主に対し自己の利益を代表する者を取締役として選任させ、その意思を経営に反映することを可能にするものである。累積投票によって選任された取締役の解任は、当該取締役の選任に投じられた票数と同数の票数がある場合にのみ可能とされる（同条第3項）¹⁹。

一方、株主又は取締役会は、取締役の選任・解任が本法又は定款に反する場合を除き、当該選解任について、裁判所に訴えを提起することはできないと規定されている（第121条第4項）。

なお、少数株主が反対した株主総会決議によって株主総会に重大な損害を及ぼすと認められる場合には、株式会社は、当該少数株主に対し、その損害を賠償しなければならない（第149条）。

¹⁹ 累積投票によらない普通投票（株式数に応じて1人のみに投票）による取締役の選任の場合も、取締役の解任の場合は、選任されたときと同一の方法（すなわち普通投票）により行われる（第122条第5項）。

カ 決議の無効

株主又は取締役会は、株主総会決議に以下の瑕疵があった場合、裁判所に対し当該決議の無効とする訴えを提起できる。この訴えは、当該決議の日から60日以内に行わなければならない（第150条、第151条）。

- ① 決議の定款又は設立契約違反
- ② 決議方法の違反
- ③ 総会招集手続の違反（第140条）

(3) 取締役

ア 要件

取締役となるには、以下の要件（資格）を有する（第120条）。

- ① 法人ではない。
- ② 十分な能力を有する個人である。
- ③ 事業活動を制限される期間が経過していない破産者ではない。
- ④ 詐欺又は横領に関する罪で服役したことがない。

イ 選任・解任等

株式会社の最初の取締役は、設立時の法定総会によって選任され、その後の取締役は株主総会において選任される（第121条第1項第1号・第2号）。取締役の任期は、株主総会において合意された期間であり（第123条第2項）、改正前の最長2年（更新可能）との定めが改正された。

株主総会の前に取締役の職が（解任、辞任等により）空席となった場合は、取締役会設置会社の場合は、取締役会によって補充的に選任され、取締役会非設置会社においては、定款に定める（第121条第1項第3号）。この場合の取締役の任期は、その選任により交替した取締役の残任期間とする（第123条第3項）。

取締役は、解任されるに十分な理由がある場合は、株主総会決議によっていつでも解任される（第121条第2項・第3項）。

取締役を退任する事由として、①任期満了、②株主総会による解任、③裁判所の決定による解任（第121条第4項：法令定款違反の場合）、④取締役の死亡、破産、無資力、辞任又は要件（資格）を欠くこと（第120条）が列挙されている（第130条第1項）。取締役退任後、新たな取締役が選任された場合、株式会社は、当該選任の日から30営業日以内に、当該変更登録の手続をしなければならない（同条第2項）。かかる登録がなされてはじめて、新たな取締役の選任について第三者に対して効力を生じる（同条第3項）²⁰。取締役の辞任は、取締役からの辞任通知を株式会社が受領した日から効力を生じる（同条第4項）。取締役会は、その構成員である取締役全員が退任した場合、新たな取締役会が設

²⁰ 取締役の登録簿の記載事項は法定されている。登録簿謄本は会社本店に備え置かれる必要がある（第131条）。

置されるまで必要な業務を継続するものとする（同条第5項）。

ウ 職務執行とその制限

取締役の職務の遂行は、株式会社の代表としての職務の遂行と、特定の職務の遂行の2種類に分類される（第127条第1項）。前者については、関係法令を遵守しなければならない（同条第2項）。後者については、設立契約、定款又は株主総会決議に基づき、株式会社の業務を適切に運営すること（同条第3項第1号）、株式会社の資本を目的に従って使用・管理すること（同項第3号）など、株式会社の業務執行に関する事項全般である。

他方で、取締役は以下の業務執行が制限されている（第128条）²¹。

- ① 競業禁止：株式会社と同一又は類似の事業を営むこと（第1号）。かかる事業を営む普通組合企業の組合員又は有限責任組合企業の無限責任組合員となること（第2号）
- ② 利益相反規制：自己又は第三者の利益のために、株式会社で事業を行うこと（第3号）。自己・家族・近親者が株式会社から資金を借り入れること（第4号）。

エ 責任

取締役は、①定款・設立契約に定められた事業目的違反、②定款違反²²、③権限逸脱及び④任務懈怠について責任を負う（第124条第1項）。株式会社は、取締役の①から④の行為について株主総会決議があった場合は、定款に従い、取締役に対する措置を講じなければならない（第125条第1項、第126条第1項）。株式会社がかかる措置を講じなかった場合、発行済株式総数の100分の4以上の株式を有する1名又は数名の株主は、当該株式会社に対し、当該行為に関与した取締役を罰金（バップマイ）²³に処し又はその職務の停止を命ずる旨を通知することができ（同条第2項）、また、当該株式会社を代表して裁判所に対する訴えを提起し、当該取締役に対する罰金又は職務停止の判決を求めることができる（同条第3項）²⁴。

(4) 取締役会

株式会社は取締役会を設置することができる。500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社においては設置が必要である（第132条第1項）。この点、改正前は、取締役が2名以上いる株式会社は取締役会を設置しなければならないと規定されていたが、この規定は削除され、柔軟な機関設計が可能となっている。取締役会は、株式会社の定款に基づきその業務を行うことができ、定款に規定がない場合において企業法の規定（第133条から第137条）に従うこ

²¹ 第1号から第3号までは株主総会決議がある場合、第4号は定款に規定がある場合は、かかる制限は及ばない。

²² 株主は、取締役の定款違反によって不正に金銭を授受した場合は、これを返還しなければならない（第124条第2項）。

²³ 罰金又は違約金として使われる用語であり、損害賠償に当たる用語は使われていない。

²⁴ なお、取締役の第三者に対する民事責任は法律に従うものとされる（第124条第4項）。

ととされている（第132条第2項）。

取締役会は、取締役の業務執行を規制するとともに（第133条第1号）、株式会社の事業計画を作成し、株主総会に提出して承認を得ること（同条第3号）を主たる権限としており、取締役に対する監督機能と会社方針の決定に関する権限が法定されている。

取締役の中から選任された取締役社長が株主総会及び取締役会の議長となり、これらを主導する（第135条）。

取締役は、誰でも取締役会を招集でき（第136条第1項）、自ら出席しなければならない（同条第2項）²⁵。必要に応じて、オンライン等を通じて、非公式的な会を設置することもできる（同条第3項）。

取締役会の定足数は、取締役総数の半数であり、取締役2名の場合のみ2名となる（第134条第1項）。取締役に欠員が生じた場合も、定足数を満たす場合には開催できるが、定足数を満たさない場合（すなわち取締役2名の取締役会設置会社において1名の取締役に欠員が生じた場合）は、取締役会は、欠員補充以外の活動を行うことができない（同条第2項第3項）。

取締役会は、取締役1人について1議決権が付与され、出席取締役の過半数により決議する（第137条第1項）。同数であった場合は、取締役社長が決定する（同条第2項）。当該決議について特別の利害関係又は関連する直接の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない（同条第3項）。取締役会は、記録又は報告を作成し、機密情報等を除き株主の閲覧に供するために本会社に備え置かれなければならない（同条第4項）。

(5) 監査役

株式会社は監査役を設置することができる。500億キープ（約3億5000万円）以上の資産を有する株式会社においては設置が必要である（第132条第1項）。株主総会により、選任又は解任され（第152条第3号）、その報酬を決定される（同条5号）。

株式会社の監査とは、会計法（2023年第46号／国民議会）に規定された会計情報の正確性や会計の記録方法などを調査することであり（第156条第1項）、監査役の権限は、会計監査に限られ（第157条参照）、会計監査以外の業務監査には及ばないものと思われる。

4 資本金の増減

株式会社は、新株発行又は各株式の価値を増加させることにより、資本金を増加させることができる（第113条第1項）。株主総会の特別決議（第147条第3項第3号）を経ることにより既存株主への割当増資について可能である（第113条第2

²⁵ 他の取締役全員の同意を得た場合のみ例外的に代理人が出席できるが、代理人は意見を述べるのみで議決権を有しない（第136条）。

項)。株主割当ては、まず、指定された期日までに株式の提供に関する書面に対する返信をした株主に対して、その保有する株式の割合に応じて新株〔を購入する権利〕が提供され、つぎに、当該期日の後に新株の購入に関心を示した株主に対して提供され、残存する新株がある場合は、取締役等に当該新株を購入する権利を有する（第114条第1項第1号から第3号）。なお、第三者への割当の方法及び手続は、定款の規定に従う（同第4号）。

また、株式会社は、各株式の価値を減少させ又は株式数を減少させることによって、以下の要件を満たす限り、資本金を減少することができる（第115条第1項）。

- ① 1株の価値が2000キープ（約14円）を下回らない（第99条第1項参照）
- ② 減少前の資本金及び当該事業部門が要求する最低資本金（第20条第3項）の半額を下回らない
- ③ 株主総会特別決議（第147条第3項第3号）を経る
- ④ 債権者が異議を唱えない：株式会社は、債権者による異議のための通知を全債権者に発出し、メディアにおいて公告を発する。資本金減少に対して異議がある債権者は、通知の受領から30日以内にその旨を回答する²⁶。株式会社は、当該債権者の債務の弁済後でなければ、資本金を減少させることができない（第116条及び第117条）。

増資をした株式会社は、新株の払込期日から10営業日以内に、減資をした株式会社は、債権者の異議がないことが明らかになった日又は異議を述べた債権者に弁済をした日から10営業日以内に、変更登録を行わなければならない（第118条第1項）。その後、登録から10営業日以内に、株式会社は、メディアを通じて増資又は減資の事実を公表しなければならない（同条第2項）。

5 計算

株式会社は、株主総会決議により配当することができる。別段の合意がない限り²⁷、拠出株式〔の数〕と同一の割合で行われる（第153条第1項）。前年度からの累積した損失がある場合、株式会社は配当をすることができない（同条第2項）。かかる規定に反する配当が行われた場合、債権者は、株主に対し、配当から1年以内限り、配当金の返還を求める訴訟を提起することができる（同条第3項）。

株式会社は、資本金の半額に達するまで、毎年、純利益の10パーセントを準備金として強制的に計上しなければならない（強制準備金。第154条第2項）。この強制準備金は、経営による会社財産に対する変動に対するリスクを防止するためのものであり、法令に定めのある場合を除き、株式会社の損失填補のためにのみ使用される（第155条）。

²⁶ 期間以内に回答しなかった債権者や、通知の不達について過失がある債権者は、異議がなかったものとみなされる（第116条第1号、第117条第3項）。

²⁷ 優先株式保有者の優先的な配当収受権（第104条第1項第2号）などを指すと思われる。

株式会社は、強制準備金とは別に、株主総会決議により、その他の暫定的な準備金を置くこともでき、株主総会の承認があれば損失補填のために使用することもできる（第154条第3項、第155条）。

6 組織再編

(1) 合併

株式会社は、1つ又は複数の会社と合併し、既存の会社となり又は新しい会社になることができる（第159条第1項）²⁸。合併の要件として、①株主総会特別決議（第147条第3項第4号）、②債権者異議の手続がなされること（同条第3項、第57条第1項）、③新規の又は変更した企業登録を行うことが必要である（第159条第2項）。合併の効力として、〔消滅〕会社は、解散するものではなく、存続会社又は新設会社は、株主総会において合意した義務及び債務を負担する（同条第3項、第57条第3項）²⁹。

(2) 会社分割

改正企業法において会社分割の規定が1か条新設された。株式会社は、当該分割会社の資産、権利義務及び株主を分割することにより、2つ以上の会社に分割することができる（第160条第1項）³⁰。会社分割の要件及び効力は、合併と同様である（同条第2項、第3項、第57条第3項）。

7 解散・清算

(1) 解散

株式会社の解散には、法律による解散と裁判所の決定による解散の2種類がある（第161条第1項）。

法律の解散の事由として、①定款による解散、②株主総会特別決議による解散（第147条第3項第4号）、③破産による解散及び④無効の企業登録による解散（第23条）の4つが規定されている（第162条）。株式会社は、これらの解散の事由が生じた日から10営業日以内に解散の登録を行う（第161条第2項・第58条第2項）。

裁判所の決定による解散の事由として、①本法で定める設立に関する規定違反、②設立契約又は定款違反、③企業経営における継続的な損失、④不可抗力により事業継続が不可能である、⑤株式会社の株主が1名のみとなり又は30名を超えること³¹、の4つが規定されている（第163条）。裁判所の決定により、株式会社は、

²⁸ 日本の会社法でいう吸収合併と新設合併が可能である。

²⁹ 普通組合企業の規定を株式会社に準用する規定であるが、日本の会社法のように、消滅会社が解散するという形式をとっていない上、存続会社又は新設会社は消滅会社の権利義務を包括承継するものではなく、株主総会の決議を経た義務及び債務のみを承継する。

³⁰ 株主も分割すると規定している。本条からは定かではないが、吸収分割又は新設分割が可能であるように読める（第160条第3項、第157条第3項）。

³¹ ただし、株主が30名を超える場合にも、株主総会特別決議を経ることにより、解散をせずに、株式会社の地位を維持できる（第90条、第147条第3項第8号）。

解散する。

株式会社が解散した場合、株主は、株主たる地位に基づく権利行使ができなくなり、株式会社は、事業活動を停止し、清算手続に入る（第164条・第62条）。

(2) 清算

破産、裁判所の決定、株式会社の株主が1名のみとなり又は30名を超えることを理由として株式会社が解散した場合、清算人の選任は裁判所が行い（第167条）、清算の方法を株式会社において任意に決定することはできない（第165条参照）。

一方、上記以外を理由として株式会社が解散した場合、株式会社は、定款又は株主総会決議（出席株主の3分の2以上の議決）により清算人を選任できるが、清算人は法人でなければならない（第165条、第166条）。

清算人は、労働債務、租税債務、担保付債務、無担保債務の順に弁済をし、その後に残余財産がある場合は、株主に分配する（第169条・第69条第1号から第4号）。清算手続の完了後、登録官に対してその旨を通知し、通知を受け取った登録官は、メディアにおいて当該株式会社の解散を発表する。この発表の時点において、株式会社の法人格は消滅する（第169条・第70条、第72条）。

第3 一人株式会社

一人株式会社とは、文字どおり、株主が1名の会社をいう（第3条第8号）。株主は、個人でも法人でも良い（第172条。個人企業との相違）。2名以上の株主を有する場合は、株式会社に企業登録を変更し、商号を変更しなければならない（第175条）。一人株式会社は、株式会社とは異なり、株主総会や取締役といった機関は設置されず（監査役は任意に設置できる〔第176条第3号〕）、株主自身又は外部から雇用した支配人が定款に規定された全ての活動を行い、支配人は株主の監督下に置かれる（第177条）。資本金の増減、計算、組織再編、解散、清算などの規定は、株式会社の規定が準用される（第179条）。

第4 公開会社

公開会社とは、3名以上の設立時株主を有し、証券取引法（2019年第79号／国民議会）及びその下位法令に規定される証券市場を通じて資金調達を目的とする会社をいう（第3条第9号）³²。改正前企業法は、9名以上の設立時株主が要求されていたが、改正法において設立要件が大幅に緩和された。公開会社は、任意設置である株式会社と異なり（第156条第3項。なお、第132条第1項）、監査役を置かなければならない（第180条）。公開会社の1株は10万キープを超えてはならない（第184条）。公開会社は、株式会社と異なり、原則として株式譲渡が自由であり、株券を交付して行

³² 証券取引法制及びその運用等については、入江「調査研究」前掲注1（54頁以下）参照。

う（第186条）。公開会社は、社債を発行することができる（第187条）。そのほか、株主総会、取締役、取締役会等の規定は、株式会社の規定が準用される（第188条）。

ラオス企業法（2022年第33号／国民議会）目次

- 第1編 総則（第1条－第10条）
- 第2編 企業
 - 第1章 企業の種類（第11条－第14条）
 - 第2章 企業登録（第15条－第26条）
 - 第3章 商号（第27条－第30条）
- 第3編 個人企業（第31条－第36条）
- 第4編 組合企業
 - 第1章 組合企業の一般原則（第37条－第42条）
 - 第2章 普通組合企業
 - A. 普通組合企業の企業登録と内部関係（第43条－第51条）
 - B. 普通組合企業の対外関係（第52条－第54条）
 - C. 普通組合企業の合併と分割（第55条－第57条）
 - D. 普通組合企業の対外関係（第58条－第62条）
 - E. 普通組合企業の清算（第63条－第73条）
 - 第3章 有限責任組合企業
 - A. 一般原則と企業登録（第74条－第75条）
 - B. 有限責任企業組合員と有限責任組合企業及び外部者との関係（第76条－第82条）
- 第5編 会社
 - 第1章 会社の一般原則（第83条－第88条）
 - 第2章 株式会社
 - A. 一般原則と設立（第89条－第98条）
 - B. 株式会社の株式と株券（第99条－第112条）
 - C. 株式会社の資本金の増減（第113条－第118条）
 - D. 株式会社の取締役及び取締役会（第119条－第138条）
 - E. 株式会社の株主総会（第139条－第152条）
 - F. 株式会社の財務（第153条－第155条）
 - G. 株式会社の監査（第156条－第158条）
 - H. 株式会社の合併・分割・解散（第159条－第164条）
 - I. 株式会社の清算（第165条－第170条）
 - 第3章 一人株式会社（第171条－第179条）
 - 第4章 公開会社
 - A. 一般原則と設立（第180条－第183条）
 - B. 公開会社の株式と株券（第184条－第188条）
- 第6編 国有企業（第189条－第201条）
- 第7編 混合企業（第202条－第204条）
- 第8編 国立商工会議所（第205条－第206条）
- 第9編 禁止事項（第207条－第209条）
- 第10編 企業の管理と監査（第210条－第217条）
- 第11編 報償と制裁（第218条－第219条）
- 第12編 最終規定（第220条－第221条）